

市民が主体者となる

協同労働という働き方

「労働者協同組合法」成立を受けて



労働者協同組合法は、
2022年10月1日に施行されます。

第1条 目的

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状などを踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

法律のポイント

目的

多様な就労機会の創出、地域の多様な需要に応じた事業を行うことで、持続可能で活力ある地域社会の実現

平等性

議決権、選挙権は出資口数にかかわらず一人一票

非営利性

- ・ 剰余金の1/10以上を準備金として積み立て
- ・ 1/20以上を就労創出等積立金として積み立て
- ・ 1/20以上を教育繰越金として繰り越し

このことにより非営利性を担保（出資配当なし）

労働者性

組合は組合員との間で労働契約を締結する
(労働者保護の適用)

設立登記

3人以上の発起人により定款を作成、創立総会を経て設立、届け出ることによって登記、成立できる

組合員

出資をして、組合員となり、事業に従事する
(準則主義)

人数要件

総組合員数の4/5以上の組合員は事業に従事
事業に従事する者の3/4以上は組合員

事業

労働者派遣事業は不可、それ以外はどの産業、どの領域も可能

行政庁による監督

個別の組合：都道府県、連合会：厚生労働省

他法人からの組織変更

企業組合法人またはNPO法人は施行後3年以内に、総会の議決により（準則主義）、その組織を変更し、組合になることができる

? 協同労働とは

協同労働=働く人が、出資をして組合員となり、それぞれの意見を反映させながら主体的に運営し、地域の多様な需要に応じながら、持続可能な地域社会づくりに向けて事業を行う働き方です。

出資



- 出資することで経営への責任感をひとり一人がもつ
- “わたしのお金”から “みんなのお金”へ

意見反映



- 徹底した話し合い
 - どんな事業計画をたてるか
 - 給料は？経費は？
- 方針はみんなで

労働



- よい仕事の追求
 - ひとり一人の能力個性発揮
 - 働く機会の創出
- 主体性の発揮

💡 おもな事業分野



事業分野は基本的に自由に行うことができます。(労働者派遣事業はできません) 具体的には、現在「協同労働」に取り組む団体が、高齢者介護事業、保育・学童保育などの子育て支援事業、農業や林業などの一次産業、住宅関連・清掃・管理など、地域において多様な需要に応じて事業を行っており、同様の事業が行われることが想定されます。市民の活動の場は無限大です。



求められている働き方

- 非正規労働者（パート、アルバイト、契約社員、派遣社員など）2千万人を超え、労働者数の約4割にまで広がっています。
- ディーセントワーク「働きがいのある人間らしい仕事」の実現を、自らの労働条件を定められることに期待されています。
- SDGs「誰一人取り残さない、持続可能な地域社会」をめざして、環境を中心に社会・経済が循環する、生活と地域を焦点に事業・社会連帯活動に取り組んできました。



諸外国の状況

- 協同労働を行う労働者協同組合は全世界に約400万人が活動（国際組織CICOPA加盟数）

- 労働者協同組合に関する法制度（G7）



G7で日本だけ、法制度がなかった👉

- 日本では1980年代以降、協同労働を模索する動きが加速



他法人との違い

労働者協同組合

準則主義
出資・運営(意見反映)・
労働が一体となった組織

NPO法人

認証主義
市民による社会貢献活動
出資は認められていない

企業組合法人

認可主義
営利目的
出資は認められている

シルバー人材センター

臨時的、短期的
一定の収入が保障されて
いるわけではない



期待の声

- 「協同労働はまさにこれからの時代に合った働き方ではないかと。これからは、地域の問題を地域の皆さんで解決していく時代です。地域で自分が活躍し、生き生き働いていくための生き方としては、最良のモデルだろう。」
(田村憲久 厚労大臣・与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム座長)
- 「この組織には若さを感じる。今の世の困りごと、多くの人がどうしたものかと思っていることにまっすぐに立ち向かうからだろう。JCAとしても、協同組合間をしっかりとつないでいき、微力を尽くしていきたい。」
(比嘉政浩 日本協同組合連携機構代表理事専務)



お問い合わせ・連絡先

☆ 厚生労働省

厚生労働省ホームページはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html

特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」はこちら

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

☆ 大阪府

大阪府ホームページはこちら

<https://www.pref.osaka.lg.jp/rodokankyo/roudousya/index.html>

☆ お問い合わせ先:

労協センター事業団・ワーカーズコープ 関西事業本部

〒532-0011 大阪市淀川区西中島 3-19-15 第3 三ツ矢ビル 9F

TEL: 06-6476-7864 FAX: 06-6476-7865 MAIL: knsib@roukyou.gr.jp

ホームページはこちら

<https://www.roukyou.gr.jp>